

# 道有林野事業評価 全道評価

## (平成25～28年度)

はじめに

### 1 事業評価の目的

道有林野事業評価は、森林の整備・管理が計画に基づいて適切かつ有効に実施されているかを評価し、道民の皆様にわかりやすく説明するとともに、評価結果や地域の意見を次期の道有林基本計画及び管理区整備管理計画に反映させていくことを目的として、道有林基本計画前期の最終年度に実施するものです。

#### 道有林基本計画、管理区整備管理計画とは

道では、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮を通じて、地域の振興と道民生活の向上に資するため、平成25年度を始期とする道有林基本計画を策定し、次の3点を基本方針として道有林の整備・管理を行っています。

- ・ 公益的機能を維持増進する森林の整備・管理の推進
- ・ 地域の特徴を生かした森林資源の多面的な活用の推進
- ・ 道民や地域と連携した森林づくりの推進

また、全道13の道有林管理区（以下、管理区）毎に、道有林基本計画に基づき、地域の特性に応じた森林づくりの方針と具体的な事業計画を定める整備管理計画を策定し、道有林の適切な管理運営に努めています。

事業評価は、道有林の整備・管理を実施した森林の姿（成果）や、整備技術の妥当性（手法）、道民との合意形成の視点から、指標を設定し次の項目ごとに評価を行います。

今回実施する事業評価は、北海道森づくり条例の改正（H28.3）に伴い、道有林基本計画を一年前倒して見直しを行い、平成29年度から新たな計画をスタートさせることから、平成28年までの4年間について評価を行いました。

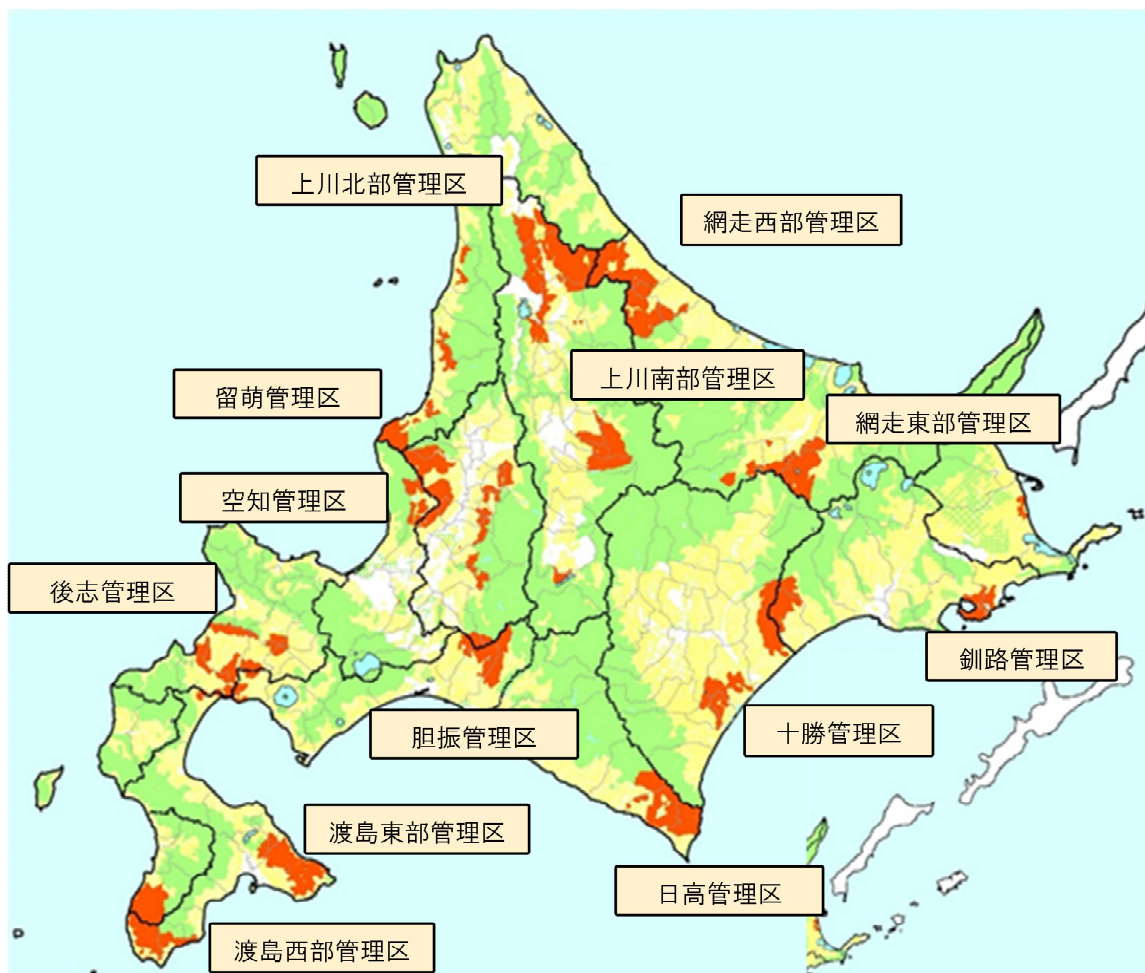
#### 道有林野事業評価の指標とその内容

評価指標	内容
1 森林の整備・管理の成果から見た評価 ・ 整備・管理の成果と森林資源の現況 ・ 小流域ごとの森林の現況	森林の整備・管理の成果及び森林資源の現況について評価する。
2 森林の整備・管理の手法から見た評価 ・ 植栽木の活着率	整備・管理の主な更新手法である植栽後の成績を調査し、適確な更新が図られているか評価する。
3 道民との合意形成の評価 ・ 地域住民へのアンケート調査	地域住民へのアンケート調査を実施し、道民の道有林に対する認識度や森林整備・管理に対する意向を把握し、道有林の整備・管理が道民との合意形成のもと行われているか評価する。
4 情報公開の取組の評価 ・ 道民参加の取組 ・ 地域と連携した森林づくりの取組	道有林の役割や整備・管理に対する道民の理解を促すため、道有林が実施している情報公開の取組について評価する。

## 2 道有林野の概要

全道に13の管理区があり、その管理区ごとに総合振興局（振興局）森林室が森林の整備・管理を行っています。道有林は74の市町村に存在し、その面積は約61万haで全道の森林面積の11%を占めています。

### (1) 道有林の分布図

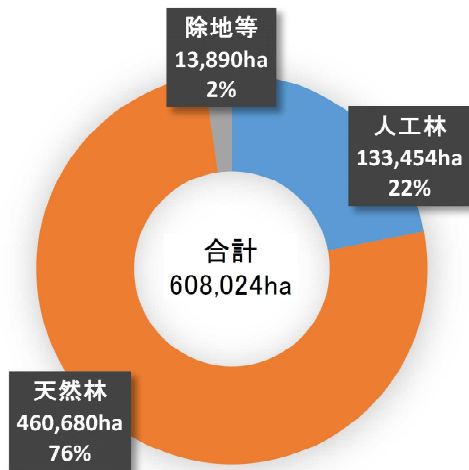


### (2) 森林の概況（平成28年4月現在）

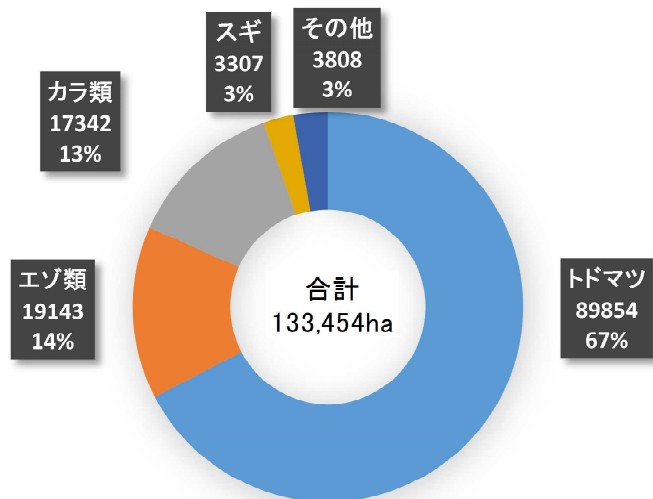
森林面積は、天然林が76%、人工林が22%となっており、人工林の樹種毎の内訳はトドマツが67%と最も多く、エゾマツ類、カラマツ類の順となっています。人工林の齢級（※）構成は、10 齢級がピークで11 齢級以上の高齢級が約4割を占めています。

（※） 齢級とは、植えた年から5年毎に括ったもの。2 齢級は6～10年生。

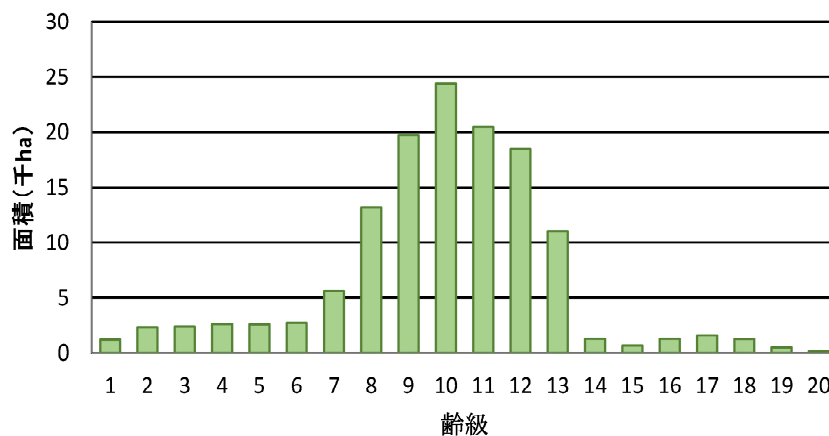
人工林・天然林別森林面積



樹種別人工林面積



人工林齢級別面積

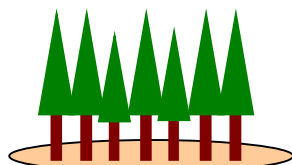


### 3 道有林の森林づくりの方法

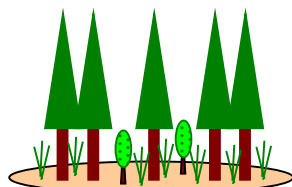
各管理区では、森林の公益的機能の維持増進を目的とし、複層林などへ誘導するための森林整備を実施しました。

#### 【人工林の森林づくりのイメージ】

混み合った人工林

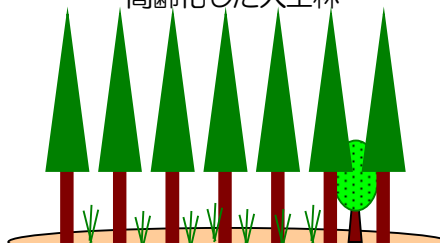


間伐

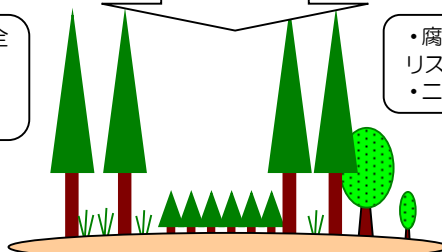


- 下層植生が回復し水土保持機能向上
- 植栽木の生育促進
- 二酸化炭素吸収量の促進

高齢化した人工林



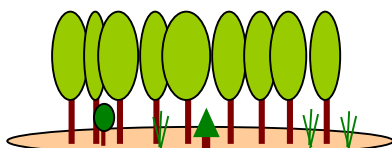
受光伐+植栽



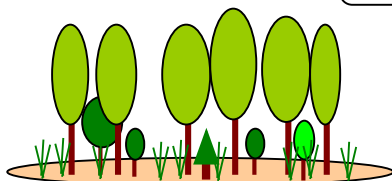
- 腐朽などによる風害等のリスク回避
- 二酸化炭素吸収量の促進

#### 【天然林の森林づくりのイメージ】

過密な状態にある天然林

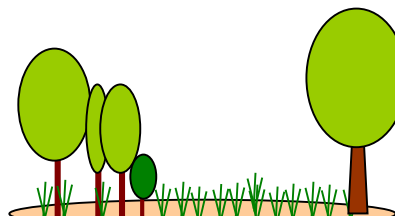


受光伐

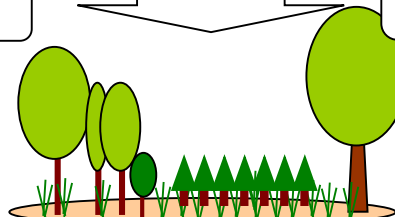


- 上層木、下層木に光があたり生育促進

立木本数の少ない疎林



植栽



- 植栽により水土保持機能の回復
- 二酸化炭素吸収量の促進

複層林などへの誘導による森林の公益的機能の維持増進

※ すべての施業に当たっては、

- 施業の方法や時期を考慮するなどして、溪流への影響を最小限に止める
- 河川や溪流の周辺及び尾根治いなど、野生生物の移動経路や生物多様性の保全に配慮する
- 必要に応じて野生生物のすみかとなる枯損木、空洞木や食餌木を残置するなど、自然環境に配慮しています。

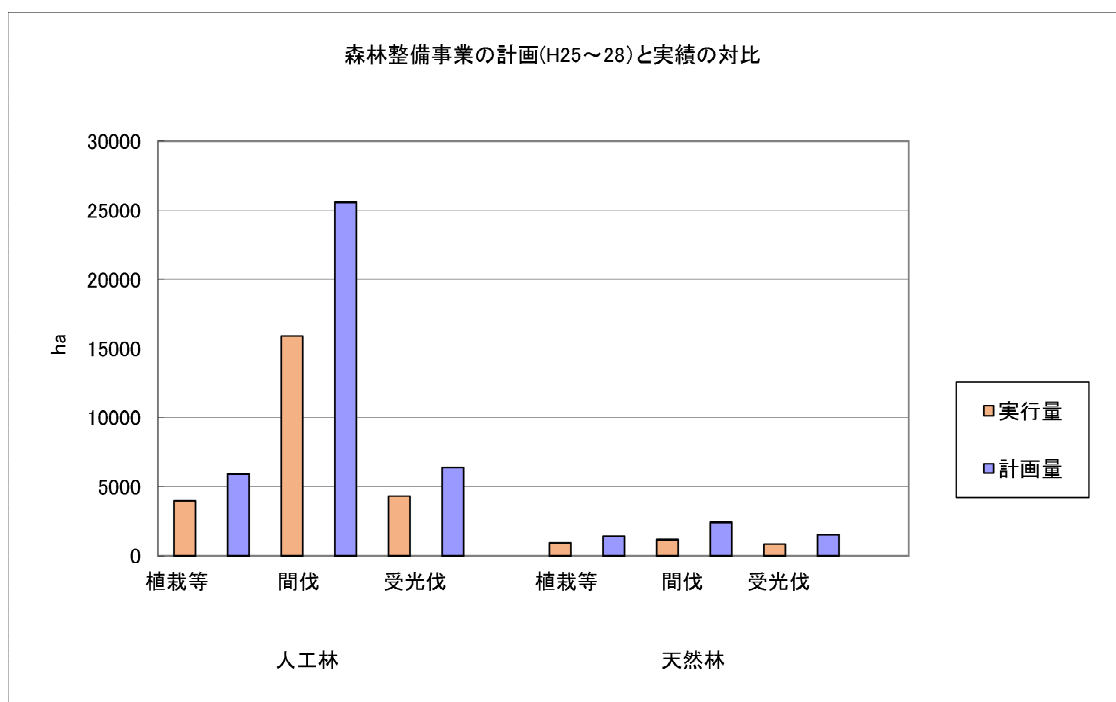
## I 森林の整備・管理の成果から見た評価

道有林基本計画の前期計画のうち、平成25年度～平成28年度（4年間）の森林整備・管理の成果及び森林資源の現況について評価を行いました。

### 1 森林の整備・管理の成果と森林資源の現況

#### (1) 森林整備の事業実績評価

##### ① 森林整備事業の計画と実績の対比



区 分			単位	道有林基本計画		事業実績 (B)	進捗率 (B/A)	
					うち4年間(A)			
路網整備計画	路網の開設		km	111	89	103	93%	
造林事業計画	更新	人工林	主伐・受光伐	ha	6,400	5,120	4,293	67%
			植栽等	ha	5,900	4,720	3,976	67%
		天然林	受光伐	ha	1,500	1,200	861	57%
			植栽等	ha	1,400	1,120	949	68%
		間伐		ha	28,900	23,120	17,000	59%
木材利用計画	人工林		千m3	2,105	1,684	1,811	86%	
	天然林		千m3	97	78	107	110%	
	合 計		千m3	2,202	1,762	1,918	87%	

##### ② 実施結果の分析

森林面積の22%を占める人工林において、森林の公益的機能の維持増進を図るため、過密な人工林の間伐を進めるとともに、人工林の約4割を占める11齢級（51年生）以上の人工林において、受光伐や植栽等を実施し複層林化を進めました。

また、平成24年12月及び平成27年10月に発生した低気圧による人工林風倒被害跡地の早期復旧を図るため、事業を優先的に実施するとともに、主伐・受光伐実施箇所において広葉樹の天然更新が発生している箇所については、伐採や植栽を必要最小限としました。